

「保険が使える」にご用心!

火災・地震保険の請求を勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

1 甘い言葉で誘惑

「うちがサポートすると平均100万円は皆さんももらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。」

「えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!? 残ったお金では修理できないよ。」

「保険金は手数料なしで申請いただけます。」

「100万円ももらえるの!? ぜひお願いします!」

2 知らない間に詐欺に加担

被害診断から保険金の請求まで「全てこちらにお任せください!」

「うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。」

「もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな…」

「保険が使える」と言われたら! ご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」に **まず相談!**

トラブル事例を YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ 「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」 <https://www.sonpa.or.jp/news/caution/syuri.html>



作成 一般社団法人日本損害保険協会 SONPO 協力 消費者庁 警察庁 一般社団法人国民生活センター

あなたの身近でも増えています!

「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談

保険金の請求は手数料なしで行うことができます!

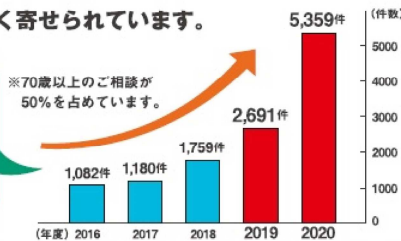
業者から次のような勧誘がありましたら、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、契約する前にご加入の保険会社、代理店や消費生活センターなどへご相談ください。

保険金が支払われるように被害診断をして保険請求手続きを代行するという勧誘

保険金請求代行のコンサルタント料(報酬金)は、支払われた保険金で対応できるという勧誘

トラブル相談が多く寄せられています。

20年度は大規模自然災害が少なかったにもかかわらず、前年度の **約2倍に急増しています**



データは2021年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。

100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないかと。(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」 **188**

身近な消費生活相談窓口につながります!

損害保険に関するご相談先 **0570-022808**

保険詐欺の通報はこちらへ **0120-271-824**